

# 第19回 川薩地区法定合併協議会

## 資 料

日時 平成16年6月24日(木) 午後1時30分から

場所 ホテル太陽パレス(川内市)

川薩地区法定合併協議会

# 第19回川薩地区法定合併協議会

日時：平成16年6月24日(木)  
午後1時30分から  
場所：ホテル太陽パレス(川内市)

## 会 次 第

### 1. 開 会

### 2. 会長あいさつ

### 3. 新委員委嘱状交付

### 4. 議 事

#### (1) 薩摩川内市に係わる県議会議決について

P4

#### (2) 報告事項

薩摩川内市の組織機構について

P6

地区コミュニティ協議会制度について

P14

新市開設作業状況について

P26

協議会視察研修の開催について

P27

バス事業(長浜~鹿島間)新規路線について

P29

一部事務組合の協議状況について

P30

社会福祉協議会等の協議状況について

P31

事務の進捗状況について

P32

### 5. その他

次回協議会の開催等について

P33

薩摩川内市開設作業スケジュール

P34

### 6. 閉 会

名簿

1 協議会会長及び委員

市町村名	区分	職名	氏名	摘要
川内市	行政	市長	森 卓朗	会長
		助役	岩切 秀雄	
	議会	議長	今別府 哲矢	副会長
		市町村合併対策特別委員会委員長	岩下 早人	
	学識経験者		田中 憲夫	
			今村 妙子	
樋脇町	行政	町長	黒瀬 一郎	副会長
		助役	宮脇 秀隆	
	議会	議長	帯田 博美	
		副議長	田島 春良	
	学識経験者		中島 増夫	
			宮元 泰子	
入来町	行政	町長	福元 忠一	
		助役	石塚 政揮	
	議会	議長	山本 佐敏	
		副議長	加治屋 秀則	
	学識経験者		田島 忠志	
			吹田 紘男	
東郷町	行政	町長	森藺 正堂	
		助役	和田 国昭	
	議会	議長	北迫 茂	
		副議長	古里 貞義	
	学識経験者		山元 温治	
			田原 八ル工	
祁答院町	行政	町長	今村 松男	
		助役	村原 政和	
	議会	議長	里永 十藏	
		合併問題対策特別委員会委員長	肥後 耕作	
	学識経験者		川畑 禮二	
			平林 徳子	

市町村名	区 分	職名	氏 名	摘 要
里 村	行 政	村 長	塩田 至	
		助 役	鷺山 和平	
	議 会	議 長	平嶺 道夫	
		副議長	外園 加一	
	学識経験者		純浦 勝志	
			山下 廣江	
上 甌 村	行 政	村 長	藏元欽一郎	
		助 役	長瀨 秀徳	
	議 会	議 長	中能 重行	
		副議長	大良 影夫	
	学識経験者		西 仙可	
			石原 弘子	
下 甌 村	行 政	村 長	町 弘道	
		総務課長	西手 正孝	
	議 会	議 長	中川 三継	
		副議長	宮 和勇	
	学識経験者		日笠山直宏	
			宮野イネ子	
鹿 島 村	行 政	村 長	尾崎 嗣徳	
		助 役	中野 捷	
	議 会	議 長	塩釜 三郎	
		副議長	橋野 利邦	
	学識経験者		小村 庄昌	
			田中 永子	

## 2 顧問

鹿児島県	総務部地方課長	服部 正人	欠 席
	総務部地方課市町村合併推進室長	古川 伸二	欠 席
	川内総務事務所長	宮路 克夫	

## 3 事務局

事務局職名	氏 名	市町村名
事務局長	田中 良二	川 内 市
事務局次長	川野 眞司	川内市(鹿児島県から派遣)
事務局次長	津曲 利郎	川 内 市
事務局次長	奥平 幸己	東 郷 町
総務消防議会班長	井手上和洋	祁答院町
企画産業建設班長	古川 英利	川 内 市
市民福祉教育班長	森園 一春	入 来 町

## 4 . 議 事

### ( 1 ) 薩摩川内市に係わる県議会議決について

年 月 日	経 緯
平成 16 年 2 月 19 日	合併協定調印式
平成 16 年 3 月 9 日 ~ 平成 16 年 3 月 26 日	1 市 4 町 4 村 議 会 で 廃 置 分 合 議 決
平成 16 年 4 月 5 日	鹿児島県知事へ廃置分合申請
平成 16 年 4 月 19 日	鹿児島県知事が総務大臣へ協議書の提出
平成 16 年 4 月 28 日	総務大臣協議 ( 回答 )
平成 16 年 6 月 18 日	県議会議決 ( 6/2 提案、6/14 総務警察委員会可決、6/18 最終本会議可決 )
平成 16 年 6 月 28 日	廃置分合の県知事決定
平成 16 年 7 月上旬	総務大臣への届け出 ( 県知事決定から 3 週間以内 )
平成 16 年 8 月中旬まで	総務大臣告示 ( 届け出から 20 日以内 )
平成 16 年 10 月 12 日	薩摩川内市誕生

議案第70号

市町村の廃置分合について議決を求める件

平成16年10月12日から川内市、薩摩郡種島町、同郡入来町、同郡東郷町、同郡郡答院町、同郡里村、同郡上飯村、同郡下飯村及び同郡鹿島村を廃し、それらの区域をもって<sup>おとよかかち</sup>薩摩川内市を設置することについて、地方自治法第7条第1項の規定に基づき、議決を求める。

平成16年6月提出

鹿児島県知事 須賀 能 郎

(提案理由)

川内市、薩摩郡種島町、同郡入来町、同郡東郷町、同郡郡答院町、同郡里村、同郡上飯村、同郡下飯村及び同郡鹿島村からの申請に基づき、市町村の廃置分合をしようとするものである。

## ( 2 ) 報告事項

### 薩摩川内市の組織について

平成16年5月28日  
市町村長会了承事項

#### 組織について

これまでの人事担当部課長会議の調整結果を尊重しつつ、新市まちづくり計画の実効性に配慮した調整を図る。支所については、合併前の係数以下とするため配置人員の少ない組織の統合を図るとともに、支所間のバランスに配慮した調整を図る。

また、組織機構については、例規整備上の名称調整、その他の調整の必要があるため、例規原案の確定までは素案として取扱うものとする。(細部調整分は、例規原案の提案の際に承認を受ける。)

<本庁> (1課の減 4室の増 1事務所の減 9係の減 H16.3末の案との比較)

1	防災安全課への名称変更( 1)	C	防災交通課の名称変更 防災係を危機管理係に名称変更( 2) 原子力安全対策係を環境課から移管( 3)
2	東京事務所の所管変更( 4)	C	東京事務所の所管を総務課から秘書室に変更
3	文書法制室の設置( 5)	B	文書法制課を室に変更
4	財産活用推進室の設置(新設)( 6)	A	財産活用係の設置( 7)
5	企業・港振興推進室への名称・所管変更( 8)	C	企業立地推進室の名称変更・企業・港振興係の設置( 9) 企画政策課から商工振興課へ所管変更
5	天辰区画整理推進室への名称変更( 10)	C	区画整理事務所の名称変更
6	契約検査室の設置(新設)( 11)	C	契約係を財務課から移管( 12)
7	消防総務課への名称変更( 13)	C	消防局総務課の名称変更
8	水道管理課への名称変更( 14)	C	水道局管理課の名称変更
9	係の統合等( 9係)  現行 H16.3末の案 変更案 本庁 9 9係 1 2 1係 1 1 2係	B	総務係・人事給与係・厚生研修係を総務人事係及び職員係に統廃合( 15 16) 管財係を用地係に名称変更( 17) 収納係を収納1係・収納2係の2係体制( 18 19) 特定計画係を政策係に統合( 20) 行政評価係を行政改革係に名称変更( 21) 環境衛生係・環境施設整備係を廃棄物対策係・環境衛生係に変更( 22 23) 環境センター管理係・業務係を管理業務係に統廃合( 24) グリーンセンター施設管理係を管理係に名称変更( 25) 商工業振興係を商業振興係に名称変更( 26) 建設維持課管理係を建設管理係に名称変更( 27) 道路橋梁維持係・河川港湾維持係を建設維持係に統合( 28) 用地登記係を用地係に名称変更( 29) 消防局企画人事係と管理係を企画管理係に統廃合( 30) 施設管理係を教育施設係に名称変更( 31) 管理係を給食管理係に名称変更、給食係の名称廃止( 32) 歴史資料館・文学館の学芸係の廃止( 33) 農業者年金係を農政係へ統合( 34) 水道管理課管理係・業務係を水道管理係・業務営業係に名称変更( 35 36) 排水係・処理係を下水道係に統合( 37) 議会事務局管理係・調査係を管理調査係に統合( 38)

<支所> (8教育支所の増 1室の増 3 6係の減 H16.3末の案との比較)

1	教育支所の設置( 8所)( 39)	C	新設(支所長は置かない)事務局 教育支所
2	入来区画整理推進室の設置( 40)	C	区画整理事務所を室に名称変更
3	係の統合等( 3 6係)  現行 H16.3末の案 変更案 樋脇 3 2係 2 1係 1 8係 入来 3 6係 2 5係 2 2係 東郷 2 7係 2 1係 1 8係 祁答院 2 0係 2 1係 1 8係 里 1 9係 1 9係 1 3係 上甌 2 0係 1 8係 1 2係 下甌 2 3係 1 9係 1 3係 鹿島 1 3係 1 8係 1 2係	B	(樋脇・入来・東郷・祁答院) 建築住宅係・用地係は建設係に統合( 41) 健康スポーツ係は社会教育係に統合( 42)  (里・上甌・下甌・鹿島) 管財係は調整係に統合( 43) 保険係・環境係は市民係に統合( 44) 農林係・水産振興係・商工観光係は産業振興係に統合( 45) 建設用地係・建築住宅係は建設係に統合( 46)

A：新市まちづくり計画の対応 B：少人数の組織の統合 C：その他

《表1》新市の部・課・係数

【現行】

	部	課	室	係	出張所
	部・局・監・支所	課・事務局・署	室・所・他出先機関		
本庁	7	33	7	92	
消防	1	6	3	7	
樋脇		12	3	32	1
入来		12	2	36	
東郷		12	2	27	
祁答院		12		20	2
里		8	2	19	
上甌		7	2	20	
下甌		9	3	23	
鹿島		6	2	13	
計	8	117	26	289	3

【新市】

	部	課	室	係	出張所
	部・局・監・支所	課・事務局・署	室・所・他出先機関		
	9	41	14	102	
	1	7	4	10	
	1	8	3	18	1
	1	8	3	22	
	1	8	2	18	
	1	8	3	18	2
	1	6	4	13	
	1	6	5	12	
	1	6	8	13	
	1	5	4	12	
	18	103	50	238	3

新市組織案（合併調印時）

旧

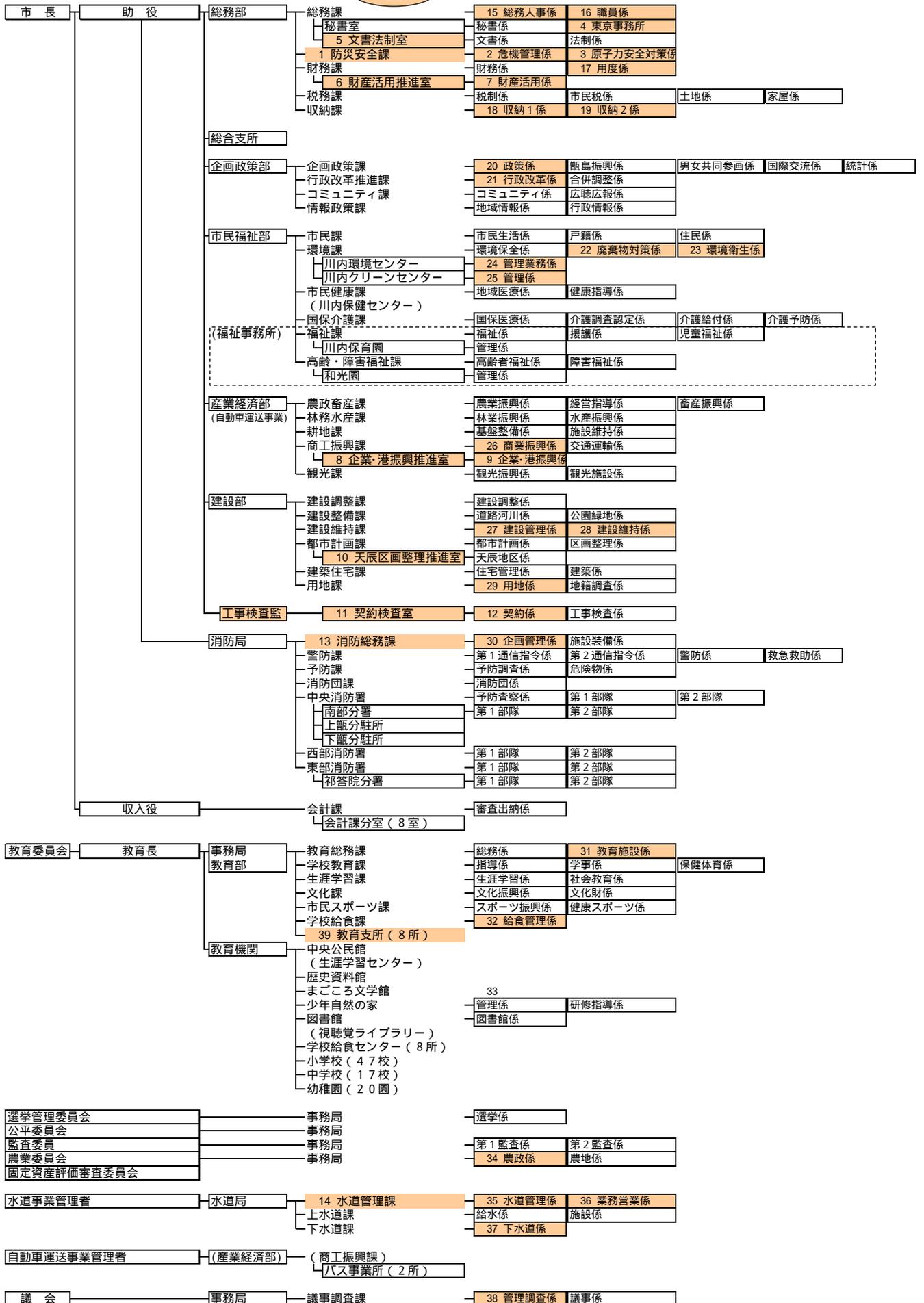
		<本庁>																															
市長	助役	総務部	総務課	<table border="1"> <tr> <td>総務係</td> <td>人事給与係</td> <td>研修厚生係</td> </tr> <tr> <td>秘書室</td> <td>秘書係</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東京事務所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>文書法制課</td> <td>文書係</td> <td>法制係</td> </tr> <tr> <td>防災交通課</td> <td>防災係</td> <td>交通安全係</td> </tr> <tr> <td>財務課</td> <td>財務係</td> <td>管財係</td> <td>契約係</td> </tr> <tr> <td>税務課</td> <td>税制係</td> <td>市民税係</td> <td>土地係</td> <td>家屋係</td> </tr> <tr> <td>収納課</td> <td>収納係</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	総務係	人事給与係	研修厚生係	秘書室	秘書係		東京事務所			文書法制課	文書係	法制係	防災交通課	防災係	交通安全係	財務課	財務係	管財係	契約係	税務課	税制係	市民税係	土地係	家屋係	収納課	収納係			
		総務係	人事給与係	研修厚生係																													
秘書室	秘書係																																
東京事務所																																	
文書法制課	文書係	法制係																															
防災交通課	防災係	交通安全係																															
財務課	財務係	管財係	契約係																														
税務課	税制係	市民税係	土地係	家屋係																													
収納課	収納係																																
支所（8）	企画政策部	企画政策課	<table border="1"> <tr> <td>政策係</td> <td>特定計画係</td> <td>甌島振興係</td> <td>男女共同参画係</td> <td>国際交流係</td> </tr> <tr> <td>企業立地推進室</td> <td>企業立地係</td> <td></td> <td></td> <td>統計係</td> </tr> <tr> <td>行政改革推進課</td> <td>行政評価係</td> <td>合併調整係</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コミュニティ課</td> <td>コミュニティ係</td> <td>広聴広報係</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報政策課</td> <td>地域情報係</td> <td>行政情報係</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民福祉部</td> <td>市民課</td> <td>市民生活係</td> <td>戸籍係</td> <td>住民係</td> </tr> </table>	政策係	特定計画係	甌島振興係	男女共同参画係	国際交流係	企業立地推進室	企業立地係			統計係	行政改革推進課	行政評価係	合併調整係			コミュニティ課	コミュニティ係	広聴広報係			情報政策課	地域情報係	行政情報係			市民福祉部	市民課	市民生活係	戸籍係	住民係
政策係	特定計画係	甌島振興係	男女共同参画係	国際交流係																													
企業立地推進室	企業立地係			統計係																													
行政改革推進課	行政評価係	合併調整係																															
コミュニティ課	コミュニティ係	広聴広報係																															
情報政策課	地域情報係	行政情報係																															
市民福祉部	市民課	市民生活係	戸籍係	住民係																													
		福祉課	<table border="1"> <tr> <td>福祉係</td> <td>援護係</td> <td>児童福祉係</td> </tr> <tr> <td>川内保育園</td> <td>管理係</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高齢・障害福祉課</td> <td>高齢者福祉係</td> <td>障害福祉係</td> </tr> <tr> <td>養護老人施設和光園</td> <td>管理係</td> <td></td> </tr> </table>	福祉係	援護係	児童福祉係	川内保育園	管理係		高齢・障害福祉課	高齢者福祉係	障害福祉係	養護老人施設和光園	管理係																			
福祉係	援護係	児童福祉係																															
川内保育園	管理係																																
高齢・障害福祉課	高齢者福祉係	障害福祉係																															
養護老人施設和光園	管理係																																
		市民健康課 (川内保健センター)	健康指導係 地域医療係																														
		環境課 川内環境センター 川内カ-ンター	<table border="1"> <tr> <td>環境保全係</td> <td>原子力安全対策係</td> <td>環境衛生係</td> <td>環境施設整備係</td> </tr> <tr> <td>管理係</td> <td>業務係</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設管理係</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	環境保全係	原子力安全対策係	環境衛生係	環境施設整備係	管理係	業務係			施設管理係																					
環境保全係	原子力安全対策係	環境衛生係	環境施設整備係																														
管理係	業務係																																
施設管理係																																	
		国保介護課	<table border="1"> <tr> <td>国保医療係</td> <td>介護調査認定係</td> <td>介護給付係</td> <td>介護予防係</td> </tr> </table>	国保医療係	介護調査認定係	介護給付係	介護予防係																										
国保医療係	介護調査認定係	介護給付係	介護予防係																														
産業経済部	農政畜産課	<table border="1"> <tr> <td>農業振興係</td> <td>経営指導係</td> <td>畜産振興係</td> </tr> <tr> <td>耕地課</td> <td>施設維持係</td> <td></td> </tr> <tr> <td>林務水産課</td> <td>林業振興係</td> <td>水産振興係</td> </tr> <tr> <td>商工振興課</td> <td>商工業振興係</td> <td>交通運輸係</td> </tr> <tr> <td>観光課</td> <td>観光振興係</td> <td>観光施設係</td> </tr> </table>	農業振興係	経営指導係	畜産振興係	耕地課	施設維持係		林務水産課	林業振興係	水産振興係	商工振興課	商工業振興係	交通運輸係	観光課	観光振興係	観光施設係																
農業振興係	経営指導係	畜産振興係																															
耕地課	施設維持係																																
林務水産課	林業振興係	水産振興係																															
商工振興課	商工業振興係	交通運輸係																															
観光課	観光振興係	観光施設係																															
	建設部	建設調整課	建設調整係																														
		建設整備課	<table border="1"> <tr> <td>道路河川係</td> <td>公園緑地係</td> </tr> <tr> <td>管理係</td> <td>道路橋梁維持係</td> <td>河川港湾維持係</td> </tr> </table>	道路河川係	公園緑地係	管理係	道路橋梁維持係	河川港湾維持係																									
道路河川係	公園緑地係																																
管理係	道路橋梁維持係	河川港湾維持係																															
		建設維持課																															
		都市計画課	<table border="1"> <tr> <td>都市計画係</td> <td>区画整理係</td> </tr> <tr> <td>天辰区画整理事務所</td> <td></td> </tr> </table>	都市計画係	区画整理係	天辰区画整理事務所																											
都市計画係	区画整理係																																
天辰区画整理事務所																																	
		建築住宅課	<table border="1"> <tr> <td>天辰地区係</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住宅管理係</td> <td>建築係</td> </tr> <tr> <td>用地登記係</td> <td>地籍調査係</td> </tr> </table>	天辰地区係		住宅管理係	建築係	用地登記係	地籍調査係																								
天辰地区係																																	
住宅管理係	建築係																																
用地登記係	地籍調査係																																
		用地課																															
		工事検査監	工事検査係																														
	消防局	総務課	<table border="1"> <tr> <td>企画人事係</td> <td>管理係</td> <td>施設整備係</td> </tr> <tr> <td>第1通信指令係</td> <td>第2通信指令係</td> <td>警防係</td> <td>救急救助係</td> </tr> <tr> <td>予防調査係</td> <td>危険物係</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防団係</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>予防査察係</td> <td>第1部隊</td> <td>第2部隊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第1部隊</td> <td>第2部隊</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	企画人事係	管理係	施設整備係	第1通信指令係	第2通信指令係	警防係	救急救助係	予防調査係	危険物係			消防団係				予防査察係	第1部隊	第2部隊		第1部隊	第2部隊									
企画人事係	管理係	施設整備係																															
第1通信指令係	第2通信指令係	警防係	救急救助係																														
予防調査係	危険物係																																
消防団係																																	
予防査察係	第1部隊	第2部隊																															
第1部隊	第2部隊																																
		警防課																															
		予防課																															
		消防団課																															
		中央署																															
		南部分署																															
		上甌分駐所																															
		下甌分駐所																															
		西部署	<table border="1"> <tr> <td>第1部隊</td> <td>第2部隊</td> </tr> </table>	第1部隊	第2部隊																												
第1部隊	第2部隊																																
		東部署	<table border="1"> <tr> <td>第1部隊</td> <td>第2部隊</td> </tr> <tr> <td>第1部隊</td> <td>第2部隊</td> </tr> </table>	第1部隊	第2部隊	第1部隊	第2部隊																										
第1部隊	第2部隊																																
第1部隊	第2部隊																																
		祁答院分署																															
収入役		会計課	審査出納係																														
教育長	教育部	教育総務課	<table border="1"> <tr> <td>総務係</td> <td>施設管理係</td> </tr> <tr> <td>指導係</td> <td>学事係</td> <td>保健体育係</td> </tr> </table>	総務係	施設管理係	指導係	学事係	保健体育係																									
総務係	施設管理係																																
指導係	学事係	保健体育係																															
		学校教育課																															
		小・中学校・幼稚園																															
		学校給食課 (川内給食センター)	<table border="1"> <tr> <td>管理係</td> <td>給食係</td> </tr> </table>	管理係	給食係																												
管理係	給食係																																
		生涯学習課 (生涯学習センター)	<table border="1"> <tr> <td>生涯学習係</td> <td>社会教育係</td> </tr> </table>	生涯学習係	社会教育係																												
生涯学習係	社会教育係																																
		図書館・視聴覚ライブラリー 少年自然の家	<table border="1"> <tr> <td>図書館係</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理係</td> <td>研修指導係</td> </tr> <tr> <td>文化振興係</td> <td>文化財係</td> </tr> <tr> <td>学芸係</td> <td></td> </tr> </table>	図書館係		管理係	研修指導係	文化振興係	文化財係	学芸係																							
図書館係																																	
管理係	研修指導係																																
文化振興係	文化財係																																
学芸係																																	
		文化課																															
		歴史資料館・文学館																															
		市民スポーツ課	<table border="1"> <tr> <td>スポーツ振興係</td> <td>健康スポーツ係</td> </tr> </table>	スポーツ振興係	健康スポーツ係																												
スポーツ振興係	健康スポーツ係																																
上下水道 事業管理者	水道局	管理課	<table border="1"> <tr> <td>管理係</td> <td>業務係</td> </tr> <tr> <td>給水係</td> <td>施設係</td> </tr> <tr> <td>排水係</td> <td>処理係</td> </tr> </table>	管理係	業務係	給水係	施設係	排水係	処理係																								
管理係	業務係																																
給水係	施設係																																
排水係	処理係																																
交通事業 管理者		上水道課																															
		下水道課																															
市議会	事務局	議事調査課	<table border="1"> <tr> <td>管理係</td> <td>議事係</td> <td>調査係</td> </tr> </table>	管理係	議事係	調査係																											
管理係	議事係	調査係																															
		選挙管理委員会	選挙係																														
		公平委員会																															
		監査委員	<table border="1"> <tr> <td>第1監査係</td> <td>第2監査係</td> </tr> </table>	第1監査係	第2監査係																												
第1監査係	第2監査係																																
		農業委員会	<table border="1"> <tr> <td>農政係</td> <td>農地係</td> <td>農業者年金係</td> </tr> </table>	農政係	農地係	農業者年金係																											
農政係	農地係	農業者年金係																															
		固定資産評価審査委員会																															
		事務局																															
		事務局																															
		事務局																															
		事務局																															

新市組織体系図

新

条例・例規が整備されるまでは調整・変更される場合があります。

H16.5.28

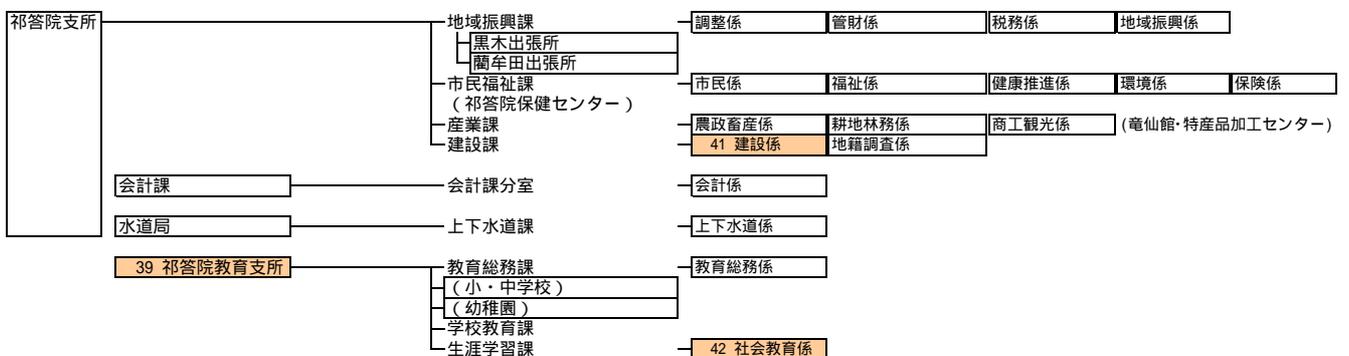
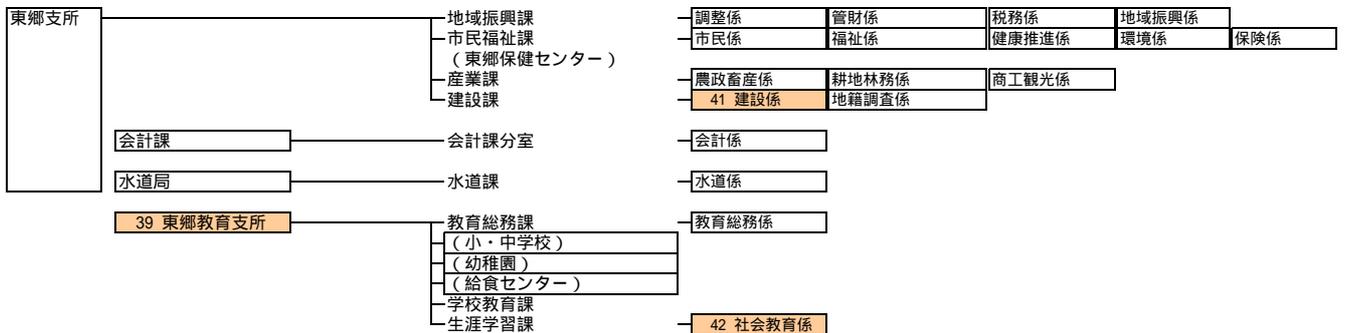
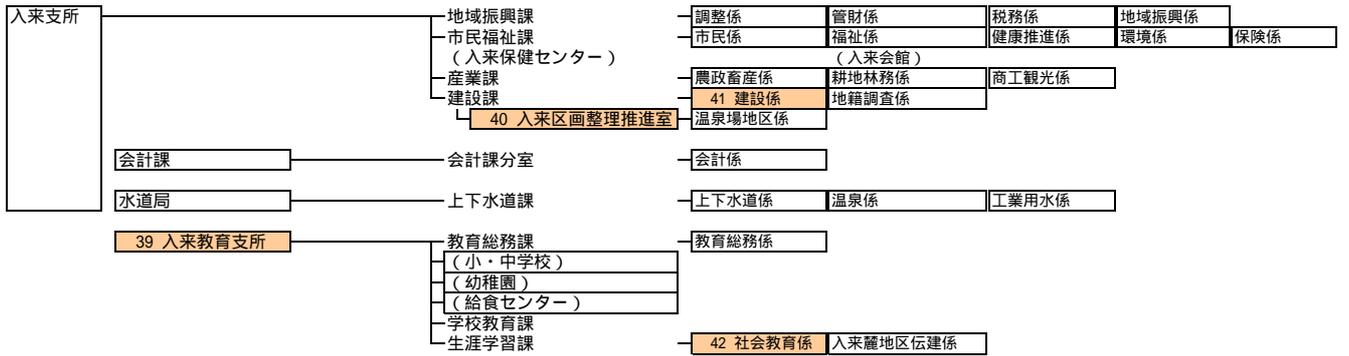
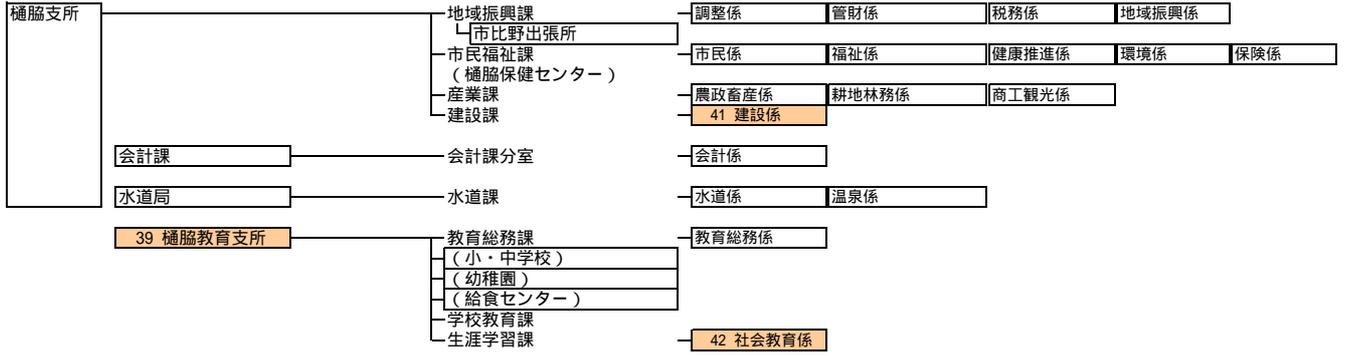


新市組織案（合併調印時）

旧

< 樞脳支所 >	< 入来支所 >	< 東郷支所 >	< 祁答院支所 >
<p><b>地域振興課</b> 調整係 管財係 稅務係 地域振興係 市比野出張所</p> <p><b>市民福祉課</b> 市民係 福祉係 健康推進係(樞脳保健センター) 環境係 保險係</p> <p><b>産業課</b> 農政畜産係 耕地林務係 商工觀光係</p> <p><b>建設課</b> 建設係 建築住宅係 用地係</p>	<p><b>地域振興課</b> 調整係 管財係 稅務係 地域振興係</p> <p><b>市民福祉課</b> 市民係(入来会館) 福祉係 健康推進係(入来保健センター) 環境係 保險係</p> <p><b>産業課</b> 農政畜産係 耕地林務係 商工觀光係</p> <p><b>建設課</b> 建設係 建築住宅係 用地係 地籍調査係 入来区画整理事務所 温泉場地区係</p>	<p><b>地域振興課</b> 調整係 管財係 稅務係 地域振興係</p> <p><b>市民福祉課</b> 市民係 福祉係 健康推進係(東郷保健センター) 環境係 保險係</p> <p><b>産業課</b> 農政畜産係 耕地林務係 商工觀光係</p> <p><b>建設課</b> 建設係 建築住宅係 用地係 地籍調査係</p>	<p><b>地域振興課</b> 調整係 管財係 稅務係 地域振興係 黒木出張所 關幸田出張所 <b>市民福祉課</b> 市民係 福祉係 健康推進係(祁答院保健センター) 環境係 保險係</p> <p><b>産業課</b> 農政畜産係 耕地林務係 商工觀光係 (竜仙館・特産品加工センター)</p> <p><b>建設課</b> 建設係 建築住宅係 用地係 地籍調査係</p>
<p><b>会計課分室-会計係</b></p>	<p><b>会計課分室-会計係</b></p>	<p><b>会計課分室-会計係</b></p>	<p><b>会計課分室-会計係</b></p>
<p><b>教育総務課 教育総務係</b> 小・中学校、幼稚園 給食センター(学校給食係)</p> <p><b>学校教育課</b></p> <p><b>生涯学習課</b> 社会教育係 健康スポーツ係</p>	<p><b>教育総務課 教育総務係</b> 小・中学校、幼稚園 給食センター(学校給食係)</p> <p><b>学校教育課</b></p> <p><b>生涯学習課</b> 社会教育係 健康スポーツ係 入来麓地区伝建係</p>	<p><b>教育総務課 教育総務係</b> 小・中学校、幼稚園 給食センター(学校給食係)</p> <p><b>学校教育課</b></p> <p><b>生涯学習課</b> 社会教育係 健康スポーツ係</p>	<p><b>教育総務課 教育総務係</b> 小・中学校、幼稚園</p> <p><b>学校教育課</b></p> <p><b>生涯学習課</b> 社会教育係 健康スポーツ係</p>
<p><b>水道課</b> 水道係 温泉係</p>	<p><b>上下水道課</b> 上下水道係 温泉係 工業用水係</p>	<p><b>水道課</b> 水道係</p>	<p><b>上下水道課</b> 上下水道係</p>

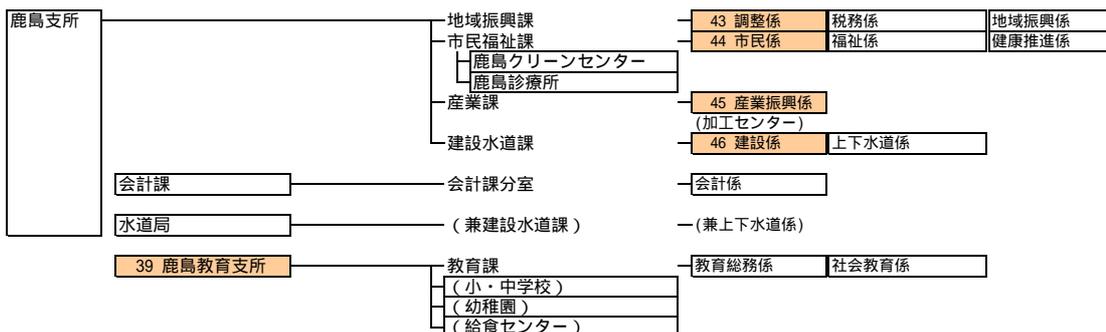
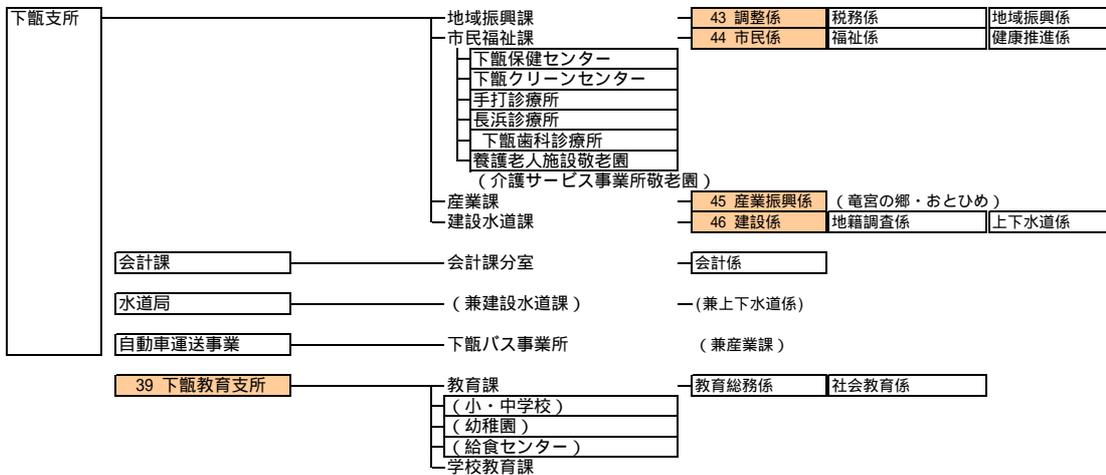
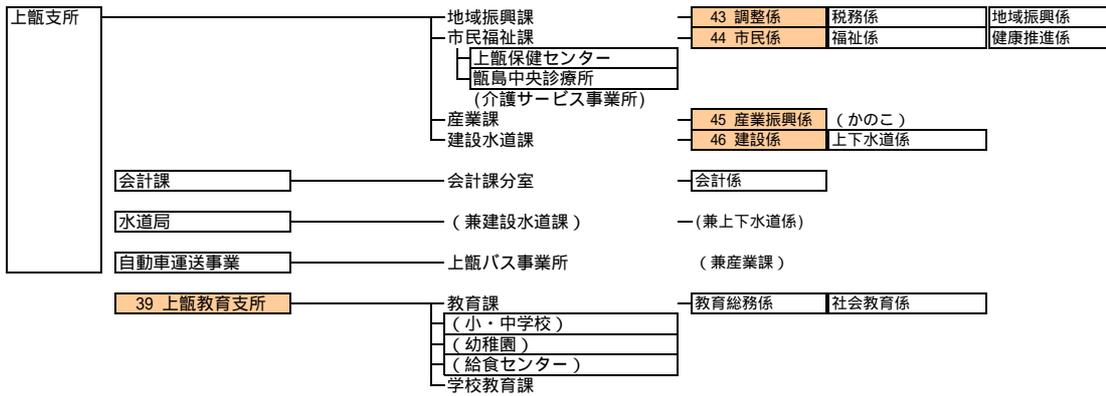
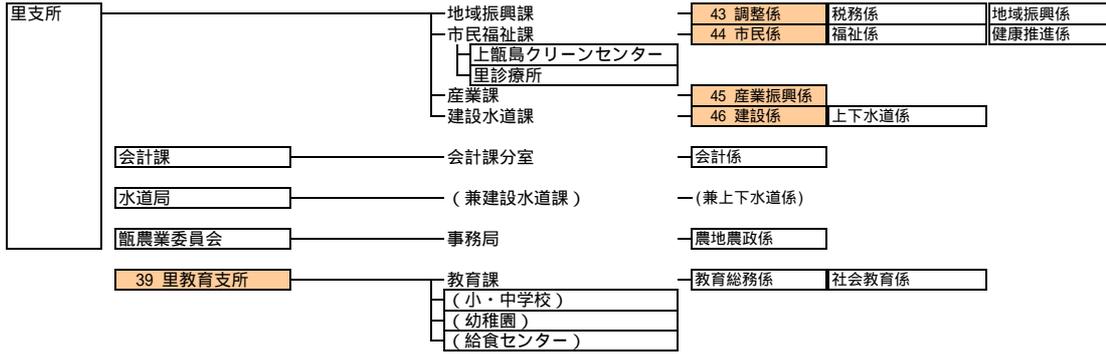
総合支所



新市組織案（合併調印時）

旧

<里支所>	<上甌支所>	<下甌支所>	<鹿島支所>
<p><b>地域振興課</b> 調整係 管財係 税務係 地域振興係</p> <p><b>市民福祉課</b> 市民係 福祉係 健康推進係 環境係(上甌島グリーンセンター) 保険係 里診療所</p> <p><b>産業課</b> 農林係 水産振興係 商工観光係</p> <p><b>建設水道課</b> 建設用地係 建築住宅係 上下水道係</p>	<p><b>地域振興課</b> 調整係 管財係 税務係 地域振興係</p> <p><b>市民福祉課</b> 市民係 福祉係 健康推進係(上甌保健センター) 環境係 保険係 鹿島中央診療所 (介護サービス事業所)</p> <p><b>産業課</b> 農林係 水産振興係 商工観光係(かのこ)</p> <p><b>建設水道課</b> 建設用地係 建築住宅係 上下水道係</p>	<p><b>地域振興課</b> 調整係 管財係 税務係 地域振興係</p> <p><b>市民福祉課</b> 市民係 福祉係 健康推進係(下甌保健センター) 環境係(下甌グリーンセンター) 保険係 手打診療所 長浜診療所 下甌歯科診療所 養護老人施設敬老園 (介護サービス事業所敬老園)</p> <p><b>産業課</b> 農林係 水産振興係 商工観光係(竜宮の郷・おとひ)</p> <p><b>建設水道課</b> 建設用地係 建築住宅係 地籍調査係 上下水道係</p>	<p><b>地域振興課</b> 調整係 管財係 税務係 地域振興係</p> <p><b>市民福祉課</b> 市民係 福祉係 健康推進係 環境係(鹿島グリーンセンター) 保険係 鹿島診療所</p> <p><b>産業課</b> 農林係 水産振興係(加工センター) 商工観光係</p> <p><b>建設水道課</b> 建設用地係 建築住宅係 上下水道係</p>
<p>会計課分室-会計係</p>	<p>会計課分室-会計係</p>	<p>会計課分室-会計係</p>	<p>会計課分室-会計係</p>
<p><b>教育課</b> 教育総務係 社会教育係 小・中学校、幼稚園 給食センター</p>	<p><b>教育課</b> 教育総務係 社会教育係 小・中学校、幼稚園 給食センター 学校教育課</p>	<p><b>教育課</b> 教育総務係 社会教育係 小・中学校、幼稚園 給食センター 学校教育課</p>	<p><b>教育課</b> 教育総務係 社会教育係 小・中学校、幼稚園 給食センター</p>
<p>農業委員会</p>	<p>上甌バス事業所</p>	<p>下甌バス事業所</p>	



地区コミュニティ協議会制度について

# 薩摩川内市の 地区コミュニティ協議会制度



平成16年7月  
川薩地区法定合併協議会



1. まちづくりを取り巻く現状と課題	
(1) 地方分権	16
(2) 少子・高齢化	16
(3) 市民ニーズ	16
(4) 市の財政	16
2. 地区コミュニティ協議会制度とは	17
3. 協議会が行う主な事業内容例	18
(1) 地区における各種事業活動	18
(2) 地区の広報広聴活動	18
(3) 情報交換・交流活動	18
(4) 地区の振興方策の調査研究(地区振興計画策定)	18
(5) 地区コミュニティセンター(コミセン)の維持管理	18
(6) 各種学習講座の実施	18
4. 協議会の組織例	18
(1) 組織イメージ	18
(2) 部会の設置	18
(3) 事務局	18
5. 協議会発足のねらい	19
(1) 住みよいまちづくりの推進	19
(2) 地域の連携	19
(3) 効率的かつ効果的な事業の推進	19
(4) 補助金の使い道を、地域で決めることができる	19
(5) 地域の独自事業の推進	19
6. 組織づくりの進め方	20
(1) 準備委員会の発足	20
(2) 協議会の組織構成	20
(3) 事業計画・予算	20
(4) 規約の整備	20
(5) 地区・校区住民への説明	20
(6) 設立総会	20
7. 行政の支援	21
(1) アドバイスを行う	21
(2) 事務運営に対する支援	21
コミュニティ主事(兼公民館主事)の配置	21
協議会職員の配置	21
公民館長の配置	21
(3) 活動に対する支援	22
コミュニティ助成事業(財団法人 自治総合センター所管)	22
長寿社会づくりソフト事業(財団法人 地域社会振興財団)	22
(仮称)地区コミュニティ活性化事業(新市事業)	22
地区コミュニティ協議会運営支援事業(新市事業)	22
(4) コミュニティセンター(地区・校区)の設置	22
(5) 組織の改善	22
コミュニティ課(本庁)・地域振興課(支所)「市長部局」	22
生涯学習課(本庁・支所)「教育委員会」	22
企画政策課(本庁)「島振興係(本庁)」	22
(6) 活動時の補償	22
8. 課題	22
(1) 自己決定・自己責任	22
(2) 住民の負担の増大(一部住民)	22
(3) コミュニティに参加しない人への対応	22
9. 年度事業計画(案)	23
10. 部会事業内容(例)	24
11. 地区コミュニティ協議会組織イメージ(案)	25

## 1. まちづくりを取り巻く現状と課題

### (1) 地方分権

「地方分権一括法」の施行に伴い、地域のまちづくりは、従来の全国一律、平等によるまちづくりから地域の個性を活かした自立的、主体的なまちづくりへと移行しています。地域の行政は、地域の住民が自分たちで決定し（自己決定）、その責任も自分たちが負う（自己責任）という行政システムを構築し、地域と行政がパートナーシップを築きながらまちづくりを進めていく必要があります。

### (2) 少子・高齢化

少子・高齢化の進展は顕著であり、地域づくりの担い手である若年層の減少によるコミュニティ活動の衰退が懸念されます。市民ひとり一人が、自分の住む地域の福祉や環境、教育などのさまざまな活動に取り組み、相互扶助による地域の活性化に向けた体制づくりを促進する必要があります。

### (3) 市民ニーズ

高度情報化や国際化の一層の進展、住民の価値観や生活様式の変化などにより、住民ニーズの多様化・高度化がますます進むものと予想されます。市民の地域社会やまちづくりへの参画を促すための広報広聴の充実と情報のネットワーク化の推進により、事務の効率化及び市民サービスの向上を図る必要があります。

### (4) 市の財政

国における税財政改革が加速されるなか、全国的な景気の低迷等による市税収入の伸び悩みに加えて、地方交付税や国庫補助金の削減により歳入が減少し、財政状況は一段と厳しさを増しています。地域住民の参画・協力体制による創意工夫を活かした地域活動を地区・校区単位に推進していく必要があります。



## 2 . 地区コミュニティ協議会制度とは

地区コミュニティ協議会制度とは、市民が主体となった地域づくりを促進するために従来の地区\*における連絡協議会などの機能(運営体制や助成体制など)や事務局体制の強化を図りながら、より充実した横断的な地区コミュニティ\*の組織体制の確立・運営のためのしくみのことをいいます。

また、地区単位での課題や問題点を話し合いながら、「地区振興計画\*」の自主的な策定を促進し、その問題解決のための施策・事業を実施することによりコミュニティ機能の活性化を図ります。なお、自治会における従来の活動についても地区コミュニティ\*協議会(以下、「協議会」という。)との連携を図ります。

地区...合併前の関係市町村の地区・小学校区の範囲を示します。

地区コミュニティ...人々が共同体意識をもって共同生活を営む一定の地域のことを指します。

地区振興計画...これからの地方分権時代には、これまでも増して地域住民の発想による施策を大事にしていくことが必要であり、自己決定、自己責任、自己実現の意識を持って行動することが大切となってきます。このような考え方にに基づき、それぞれの地区の実情を最も知っている住民自らが、それぞれの地区の特色を活かしながら地区の将来がどうあるべきかを話し合っ「地区振興計画」としてとりまとめたものを新市の総合計画の参考とするものです。



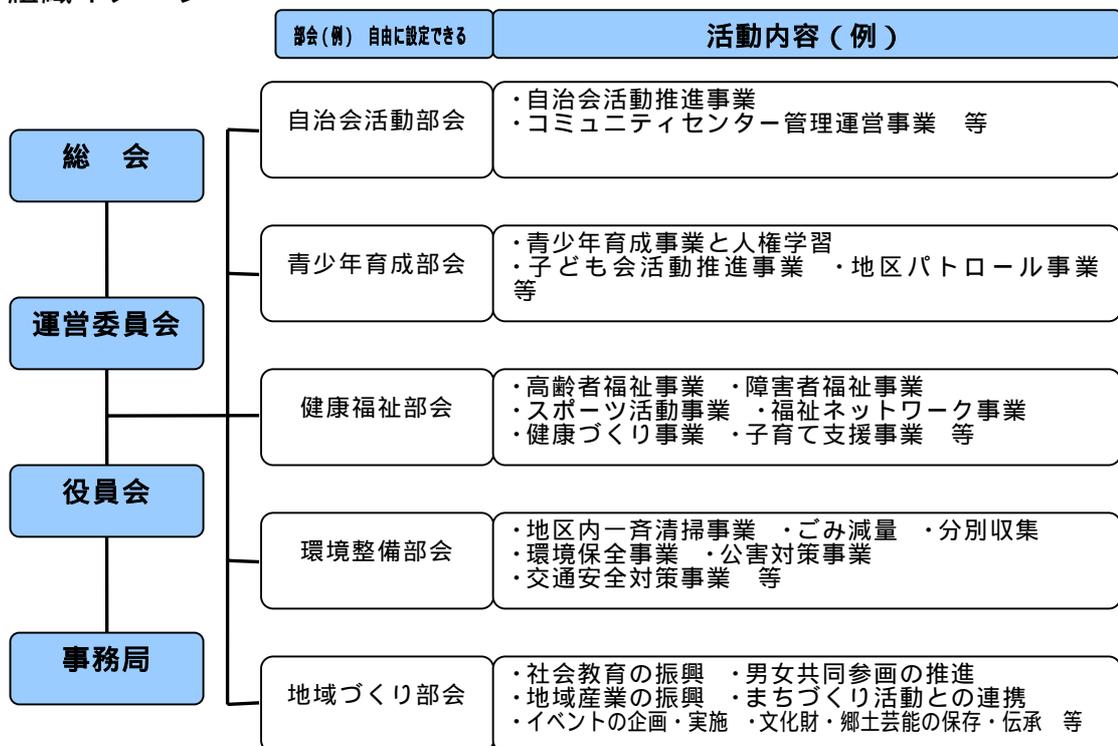
### 3. 協議会が行う主な事業内容例

- (1) 地区における各種事業活動
- (2) 地区の広報広聴活動
- (3) 情報交換・交流活動
- (4) 地区の振興方策の調査研究（地区振興計画策定）
- (5) 地区コミュニティセンター（コミセン）の維持管理
- (6) 各種学習講座の実施

< 別表1 参照 >

### 4. 協議会の組織例

#### (1) 組織イメージ



< 別表2 参照 >

#### (2) 部会の設置

協議会に設置される部会は、各地区にある各種団体等を、その業務や内容によってまとめたもので地区のための活動を行うものです。具体的に設置する部会とその活動内容は各地区の協議会で協議されるべきものです。

#### (3) 事務局

協議会の運営を円滑に進めるために事務局を設置し、協議会への補助金等を活用し、協議会事務全般を行う協議会雇用の職員を配置していただく予定です。



## 5 . 協議会発足のねらい

### ( 1 ) 住みよいまちづくりの推進

地域力を育み、地域課題の解決に主眼を置いて、地域住民が主役となった住みよいまちづくりを推進します。

### ( 2 ) 地域の連携

地域組織の中で自治組織や各種団体が一緒になってまちづくりを行っていくことにより、結びつきが非常に強くなります。自治会と各種団体、団体同士などの連携強化が図れます。

### ( 3 ) 効率的かつ効果的な事業の推進

市が行っている業務の中で、地域で行うことが効率的かつ効果的な事業については委託していきます。そのために必要な財源の仕組みも整備していきます。

このことにより、これまで行政を通してからしか行えなかった事業などを、地域ですばやく行うことができるようになります。

### ( 4 ) 補助金の使い道を、地域で決めることができる

現在、各課が地区・校区ごとに交付している補助金等を将来的に一本化して、協議会に集約します。使い道は、協議会で決めることができるようになります。

### ( 5 ) 地域の独自事業の推進

協議会では、地域で行いたいことを話し合い、実際にその事業を行うことができますようになります。事業を行うためのお金は、市からの補助金や委託料のほか、国県の地域づくり資金を充てることもできます。



## 6 . 組織づくりの進め方

### ( 1 ) 準備委員会の発足

既存の組織及び各種団体の代表者や公募による積極的な住民参加などを図り、協議会の組織構成及び活動内容、規約等について検討・協議するための準備委員会を発足する必要があります。行政は準備委員会の要請を受けて、協議・検討の機会に随時参加することになります。

### ( 2 ) 協議会の組織構成

協議会は、次のような組織により構成されることが想定されます。組織ごとの機能や役割定数等について検討・協議する必要があります。

組 織	内 容
総会	協議会の最高の議決機関であり、重要事項等の最終的な決定を行います。(年1回、代議員制)
運営委員会	役員会の運営に誤りや偏りがでないように、チェックする役割を担当するとともに、地区内の総合的施策の研究検討を行います。
役員会	協議会の執行機関として、全体のとりまとめや運営を担当します。
事務局	コミセンの管理運営や協議会内部組織に関する庶務などを担当します。
各部会	地域にある各種団体を、その活動内容によってまとめたものです。自治会活動部会、青少年育成部会、健康福祉部会、環境整備部会、地域づくり部会などの部会があり、地域のための活動を行います。

### ( 3 ) 事業計画・予算

協議会の組織や部会ごとに活動方針を決め、年間の事業計画に基づき、予算を編成する必要があります。

### ( 4 ) 規約の整備

実際に協議会を運営するための規約を整備します。諸活動は、この規約に基づいて行います。

### ( 5 ) 地区・校区住民への説明

準備委員会において組織(案)・事業計画(案)・規約(案)が出来上がっても、地区・校区住民及び各種団体の賛同を得なければ組織として機能しません。随時説明会を行い、地区・校区住民及び各種団体の理解を得ることが重要です。

### ( 6 ) 設立総会

(1)~(5)までの手順を踏まえ、最終的には地区・校区の総意を集約する総会において議決されることが必要です。



## 7. 行政の支援

協議会は、住民の皆さまが自治という形で運営していきます。行政はあくまで対等の関係であり、どのようにしなさいなどの、口を挟むことはしません。

### (1) アドバイスを行う

役員会や各部会の会議に必要な応じアドバイザーとして出席し、行政情報のほか法律や条例など専門的な知識を情報として提供します。また、協議会の要請があれば地区振興計画の策定等に参画し、地区住民が考えるまちづくりを支援します。

### (2) 事務運営に対する支援

協議会の横断的な活動の充実・拡大を図るため、「人材」についても支援していきます。

#### コミュニティ主事（兼公民館主事）の配置

協議会が行う活動の指導・支援を行うため、コミュニティ主事（市嘱託員）を1人ずつ配置します。また、地区内の生涯学習活動の支援を行うため、コミュニティ主事に公民館主事としての兼務発令を行います。

#### 協議会職員の配置

協議会内部組織の庶務、協議会の運営やコミセンの管理運営を行うため、市から協議会へ交付する補助金等を活用して、事務局となる協議会職員を雇用してもらいます。

#### 公民館長の配置

協議会区域内に社会教育法の規定に基づく公民館を設置する予定です。公民館が設置されれば、公民館長が配置されます。公民館長はコミュニティ主事（兼公民館主事）と協力し、地区内の生涯学習活動の支援を行います。また、協議会長は公民館長を兼ねることもできます。

### コミセン及び協議会における職員等の配置

項目	名称	職務内容
新市採用 (市嘱託員)	コミュニティ主事兼公民館主事(コミ主事に兼務発令)	地区の広報広聴活動等 生涯学習に関する指導及び運営等
協議会採用 (臨時職員)	協議会職員	協議会の運営等(協議会の事務状況により職務内容を決定)

原則として、各コミセンに2人以上の者が勤務する。



### ( 3 ) 活動に対する支援

協議会の健全な発展を図るとともに、活力ある地域社会づくりの推進を目的として、国や市の各種助成事業の有効活用を積極的に支援します。

コミュニティ助成事業（財団法人 自治総合センター所管）

長寿社会づくりソフト事業（財団法人 地域社会振興財団）

(仮称)地区コミュニティ活性化事業（新市事業）

地区コミュニティ協議会運営支援事業（新市事業）

川内市や東郷町で実施されている自ら地域の活性化を図るために実施する事業に対する事業補助金である。

### ( 4 ) コミュニティセンター（地区・校区）の設置

各地区・校区におけるコミュニティ活動の拠点的な施設として「地区コミュニティセンター」の整備・充実を図り、地区・校区ごとの話し合い活動の場としての活用や伝統行事、イベント、市民交流等の場として活動しやすい環境づくりに努めます。

### ( 5 ) 組織の改善

行政側の組織も、地域の組織体制に対応した組織化を図り、よりよいまちづくり支援体制を推進していきます。

コミュニティ課（本庁）・地域振興課(支所)「市長部局」

協議会への支援・助言及び市役所関係課への取り継ぎ、コミセンの管理運営の対応にあたります。

生涯学習課（本庁・支所）「教育委員会」

主に生涯学習への指導助言にあたります。

企画政策課甕島振興係(本庁)

主に甕島地域の振興支援にあたります。



### ( 6 ) 活動時の補償

地区・校区住民の皆さんが安心して協議会活動が行えるように万一の事故に備えて、市で市民活動災害補償保険に加入します。

## 8 . 課題

### ( 1 ) 自己決定・自己責任

「地域で決めて行った事業が計画どおりにいなくても、その責任は自分たちで取る」といった自己責任感が必要となります。当然、行政も一緒に進めていきます。

### ( 2 ) 住民の負担の増大（一部住民）

地区コミュニティ協議会の構成メンバーは、ほとんどの方がボランティアとして活動を行うこととなります。そのため、各組織・団体などでの会議回数が増えること等により、現在よりも負担が多くなることが予想されます。

### ( 3 ) コミュニティに参加しない人への対応

これは継続的課題となります。理想は、校区地区にお住まいの方全員参加です。

9 . 事業計画 (案)

地区コミュニティ協議会事業計画 (例)

事業内容		事業内容	
4月	地区コミ協議会総会 コミセンだよりの発行	10月	地区内の要望事項提案 (市政を語る会) 地区大運動会 コミセンだよりの発行
5月	運営委員会 (第 1 回) コミセンだよりの発行	11月	文化祭 (コミセン祭り) コミセンだよりの発行
6月	地域防災連絡調整会議 防災タウンウォッチング 河川愛護作業 地区グラウンドゴルフ大会 地区スポーツ大会 コミセンだよりの発行	12月	運営委員会 (第 3 回) コミセンだよりの発行 地区クリスマス会
7月	ふるさとクリーン大作戦 地区子どもスポーツ大会 コミセンだよりの発行	1月	消防出初式 新年の集い コミセンだよりの発行
8月	道路愛護作業 夏祭り コミセンだよりの発行 街頭パトロール	2月	コミセンだよりの発行
9月	運営委員会 (第 2 回) コミセンだよりの発行 健康講演会	3月	運営委員会 (第 4 回) 子ども育成講演会 コミセンだよりの発行

部会は必要に応じて随時開催

役員会は原則月に 1 回開催

地域の実情や規模により、事業内容は大きく変わると思われます。



<別表 2>

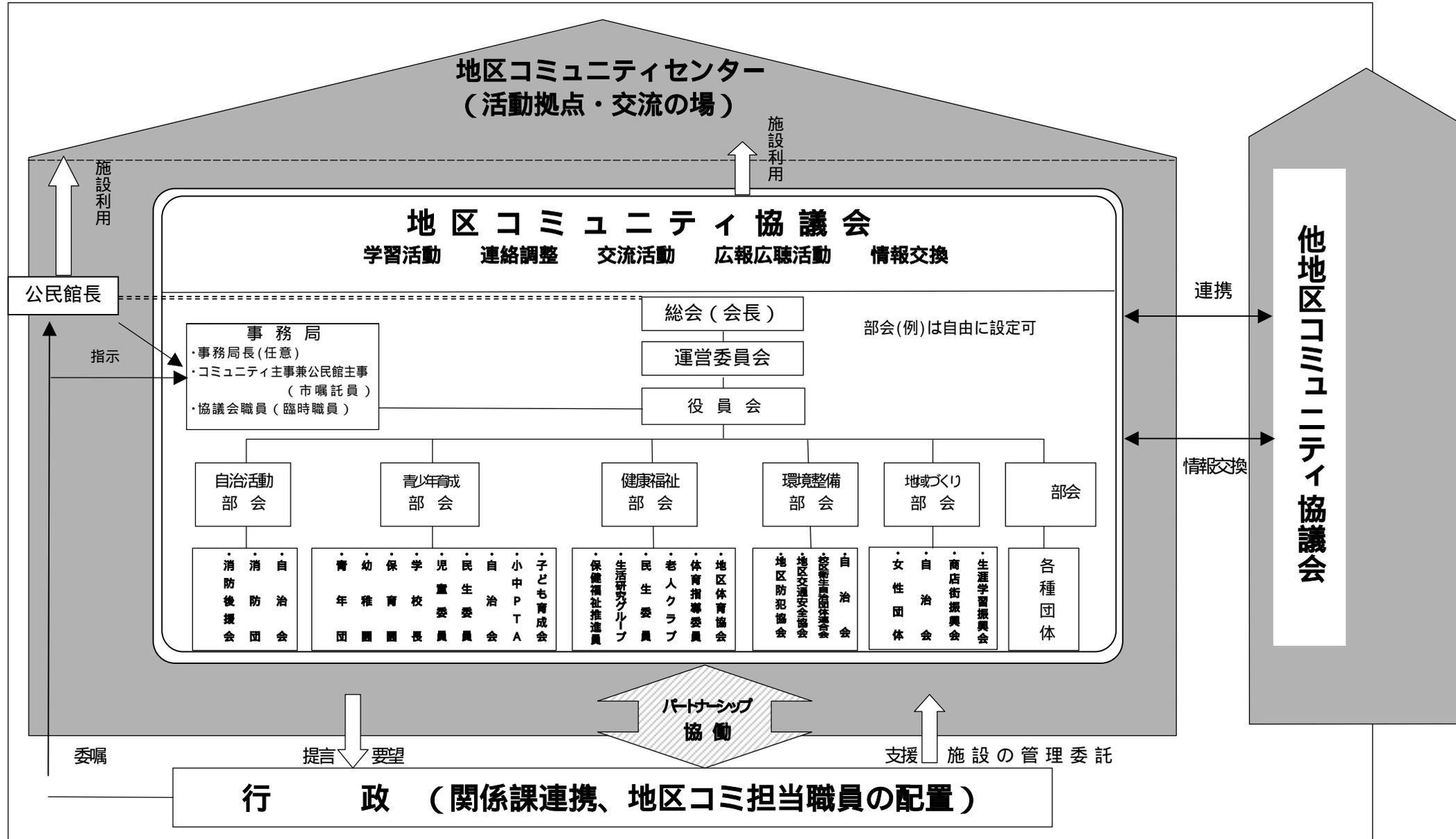
10. 部会事業内容(例)

部会名	構成	活動方針	事業内容
自治会活動部会	自治会、消防団、消防後援会など	自分たちのまちを、自分たちで考え、つくり育てることを基本に、心ふれあう地域コミュニティの形成に努める。	危険箇所点検、防災タウンウォッチング、河川愛護作業、道路愛護作業、新年の集いなど
青少年育成部会	子ども育成会、小中PTA、自治会、民生委員、児童委員、学校長、保育園幼稚園、青年団など	地域の将来を担う人材を育て健全な青少年育成を図るために、各種団体等が連携を図りながら人づくりに努める。	地区子どもスポーツ大会、子ども育成講演会、地区クリスマス会、街頭パトロールなど
健康福祉部会	地区体育協会、体育指導委員、自治会老人クラブ、生活研究グループ、保健福祉推進員民生委員など	健康を通じた生活の充実と思いやりのある地域福祉社会の形成に努める。	地区スポーツ大会、地区グラウンドゴルフ大会地区大運動会、健康講演会、保健栄養相談など
環境整備部会	自治会、校区衛生自治団体連合会、地区交通安全協会、地区防犯協会 など	安全で快適な生活環境を求めて環境の保全と改善・向上に努める。	河川愛護作業、道路愛護作業、防犯パトロール、リサイクル研修会、地域美化活動など
地域づくり部会	生涯学習振興会、商店街振興会、自治会、女性団体など	地区住民が学習などにより自らの資質を高められるよう、地域活動や文化活動の積極的な推進に努める。	文化祭、イベント、夏祭り、伝統芸能、文化財等の保存伝承など

地域の実情や規模により、構成団体や事業内容等は変わると考えられます。



# 11. 地区コミュニティ協議会組織イメージ(案)



# 新市開設作業状況について

	作業名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
事務一元化	1 開設作業項目洗い出し	洗い出し作業 6,644項目						
	2 細部調整結果確認	確認調整作業		財務調整 実施計画調整	財務調整 実施計画調整	新市各種制度の協議会報告	住民広報配布 (暮らしのガイドブック)	
	3 住所表示変更に伴う諸手続き確認 (国・県・市・その他)	確認作業	住変関連手続き協議会報告				住民広報配布 (暮らしのガイドブック)	
	4 制度調整 (H17年度分まで)		制度確定シート作成	財務調整	財務調整 新市制度確定	新市各種制度の協議会報告		
	5 例規作成	原案審査 原案の修正	原案の修正	原案の修正	例規案最終審査	専決処分議案協議会報告		
財務	6 合併準備経費調整 (合併前経費)				未完了未払い状況の確認			10月12日 薩摩川内市誕生
	7 合併移行経費編成 (合併後経費) H16年度分		調査	素案調整	素案調整 新市制度確定	新市予算編成、確定	予算書印刷	
実施計画	8 実施計画要望調査 (H17-19年度)	市町村調査通知		内容把握	素案作成	素案調整	素案調整	
電算統合	9 電算システム調査	データ移行作業 統合作業 最終抽出作業	データ移行作業 統合作業 統合システムの確定	データ移行作業 統合作業	データ移行作業 統合作業 並行運用開始	データ移行作業 統合作業 並行運用 戸籍システム運用開始	統合作業 並行運用	
公共的団体	10 要調整団体の洗い出し		調整作業開始	調整作業	調整作業	調整作業 薩摩川内市誕生シンポジウム	調整作業	
広報	11 協議会報告 広報			住変関連手続(国・その他) 6月号広報	住変関連手続(県・市) 7月号広報	調整結果報告	住民広報配布 (暮らしのガイドブック)	

：各グループ共通作業

：担当グループ作業

## 協議会視察研修の開催について

1. 実施目的            新市の本庁と各支所（島嶼部を除く）及び主な関連施設について視察し、地域交流軸、連携ラインを核にしながら、地域力となる主要施設の認識を深める。
2. 主     催            川薩地区法定合併協議会
3. 対     象            川薩地区法定合併協議会委員
4. 実 施 日            平成16年7月30日（金）
5. 視察施設            川内市役所、樋脇町役場、入来町役場、東郷町役場、祁答院町役場  
川内クリーンセンター、屋外人工芝競技場、サンヘルスパーク、  
入来国立天文台、入来麓伝建地区、東郷温泉ゆったり館、竜仙館、  
祁答院分署建設予定地
6. 日     程   （網掛文字は降車しての視察）  
川内市役所(9:00) = = = 樋脇町役場(9:15) = = 屋外人工芝競技場(9:20~9:40)  
= = = サンヘルスパーク(9:45~10:05) = = = 入来麓伝建地区・入来町役場  
(10:15~10:45) = = = 入来国立天文台(11:10~11:40) = = = 入来城山ゴ  
ルフクラブ【昼食/休憩】(11:45~12:45) = = = 竜仙館(13:15~13:45) = = =  
祁答院分署建設予定地 = = = 祁答院町役場(14:00) = = = 東郷温泉ゆったり館  
(14:25~14:50) = = = 東郷町役場(14:53) = = = 川内クリーンセンター(15:20  
~15:40) = = = 川内市役所(16:05)【解散】 = = = 串木野新港着【島嶼部委員】  
(16:25)
7. その他            当日バス車内にて、各市町村の助役におかれましては関係する施設等  
について簡単な説明をお願いしたい。

## バス事業（長浜～鹿島間）の新規路線について

### 1．自動車運送事業の調整方針

- (1) 新規に開設する長浜～鹿島間については、下甑村自動車運送事業の延長路線として、8月をめどに運行開始の準備をしている。
- (2) 新市において、下甑村自動車運送事業と上甑島バス運送事業を統合して、1交通事業とする。(公営企業法第17条)
- (3) 九州陸運局へ申請する営業区域は、鹿児島県一円とする。貸切バス事業については本土での運行も可能になる。

### 2．組織構成について

- (1) 上甑と下甑にバス事業所を置き、各事業所の所長は支所長が兼務する。
- (2) 各事業所との連絡調整は、産業経済部商工振興課交通運輸係が行う。

## 一部事務組合の協議状況について

月 日	会議名	協議事項	確認事項
平成 16 年 4月 19 日	薩摩東部合併協議会事務局事務局打ち合わせ	・川薩地区スケジュール ・今後の協議の進め方	・川薩地区のスケジュールに沿って協議を進める。 ・組合構成町での協議を進める。
4月 30 日	祁答院地区消防組合幹事会	・協議スケジュール ・基本的事項方針案について ・今後の協議の進め方	・持ち帰り協議とする。 ・次回会議は、幹事会・助役会議とする。
	薩摩郡東部衛生処理組合幹事会	・協議スケジュール ・基本的事項方針案について ・今後の協議の進め方	・持ち帰り協議とする。 ・次回会議は、幹事会・助役会議とする。
5月 6 日	川薩地区介護保険組合担当課長会議	・協議スケジュール ・基本的事項方針案について ・今後の協議の進め方	・持ち帰り協議とする。
5月 11 日	串木野市来合併協議会事務局打ち合わせ	・川薩地区スケジュール ・今後の協議の進め方	・川薩地区のスケジュールに沿って協議を進める。 ・組合構成町での協議を進める。
	祁答院地区消防組合助役・幹事会	・協議スケジュール ・基本的事項方針案について	・財産処分の協議資料を整理のうえ、協議を進める。
5月 14 日	薩摩郡東部衛生処理組合助役・幹事会	・協議スケジュール ・基本的事項方針案について	・財産処分等の協議資料を整理のうえ、協議を進める。
5月 17 日	川薩地区介護保険組合担当課長会議	・基本的事項方針案について ・今後の協議の進め方	・負担金の協議資料を整理のうえ協議を進める。 ・次回会議は、助役会議とする。
5月 24 日	町村会関係一部事務組合打ち合わせ	・協議スケジュール ・個別協議事項について	・川薩地区のスケジュールに沿って協議を進める。 ・議案については、県との調整を進める。
5月 24 日	県市町村合併推進室打ち合わせ	・各議案について	・議案の体裁について確認

月 日	会議名	協議事項	確認事項
平成 16 年 6 月 3 日	川薩地区介護保 険組合助役会	・基本的事項方針案について ・今後の協議の進め方	・基本的事項の調整方針について確認
6 月 7 日	川薩地区内一部 事務組合打ち合 わせ	・基本的事項の調整方針確認 方法等について	・組合全協等により、確認を行う。 ・資料については、統一したものにす。
6 月 8 日	祁答院地区消防 組合助役・幹事 会	・基本的事項の調整方針につ いて	・財産処分の方法等について持帰り、次回協議 とする。
	薩摩郡東部衛生 処理組合助役・ 幹事会	・基本的事項の調整方針につ いて	・財産処分の方法等について持帰り、次回協議 とする。
6 月 11 日	串木野樋脇清掃 組合構成市町協 議	・基本的事項の調整方針につ いて	・要協議事項について継続して協議する。

## 社会福祉協議会等の協議状況について

### 社会福祉協議会

月 日	事 項	合併期日
平成 15 年 8 月 6 日	川薩地区社協合併協議会設置	平成 16 年 10 月 12 日
}	一元化調整協議	
平成 16 年 4 月 5 日	調印式	
6 月 10 日	県知事申請・受理	

### シルバー人材センター

月 日	事 項	統合期日
平成 15 年 10 月 29 日	川薩地区シルバー人材センター統合協議会設置	平成 17 年 4 月 1 日
}	協議	
平成 16 年 3 月 19 日	調印式	

事務の進捗状況について（前回報告5月28日～6月23日現在）

班 名	状況報告
地域情報ネットワーク整備 電算データ統合 電算システム統合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5月31日 電算定例会[8]</li> <li>・6月 7日 電算定例会[9]</li> <li>・6月 7日 庁舎LAN工事詳細設計に伴う市町村役場現況調査着手</li> <li>・6月 7日 パソコン・サーバー・プリンター等現況調査着手</li> <li>・6月14日 電算定例会[10]</li> <li>・6月21日 電算定例会[11]</li> </ul>
共 通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月 5日 新体制執務開始</li> <li>・4月 5日 事務局員説明会</li> <li>・4月 6日 開設作業項目洗い出し（～16日）</li> <li style="text-align: center;"><b>事務事業数 1,586項目、開設作業項目数 6,644項目（H16.4.20現在）</b></li> <li>・4月19日 細部調整結果確認作業（～23日）</li> <li>・4月22日 住所表示変更に伴う諸手続き確認作業（国・県・市）（～30日）</li> <li>・4月30日 公共的団体等の調整作業開始</li> <li>・5月10日 各種制度等確定作業開始</li> </ul>
総務消防議会班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5月31日 選挙管理委員長会議</li> <li>・6月 1日 市章募集開始</li> <li>・6月 2日 議会監査部会・分科会合同会議</li> <li>・6月 3日 各種制度確定シートヒアリング作業着手</li> <li>・6月 4日 地域防災計画策定業務着手</li> <li>・6月 9日 会計業務準備作業着手</li> <li>・6月 9日 設置選挙関係県選挙管理委員会協議</li> <li>・6月10日 庁舎レイアウト図作成業務着手</li> <li>・6月17日 人事担当部課長会議</li> <li>・6月23日 総務専門部会</li> </ul>
企画産業建設班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6月 9日 コミュニティ調整会議[3]</li> <li>・6月14日 実施計画事業調整着手</li> <li>・6月14日 産業経済部会[2]</li> <li>・6月17日 人事担当部課長会議</li> </ul> <p>協議会だより 第11号発送（6月22日） 第18回協議会分報告・住所表示変更に伴う手続き等 ホームページ 「第17回協議会会議録、事務の進捗状況」等を追加した。 6月21日現在 アクセス件数 38,432件 （前回5月25日現在アクセス件数34,539件） ホームページアドレス <a href="http://www.sensatu-gappei.kagoshima.jp">http://www.sensatu-gappei.kagoshima.jp</a></p>
市民福祉教育班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6月 3日 川薩地区介護保険組合助役会議</li> <li>・6月 4日 教育専門部会</li> <li>・6月 8日 薩摩郡東部衛生処理組合助役会議</li> <li>・6月 9日 市民福祉部会</li> <li>・6月10日 市民福祉部会</li> <li>・窓口申請書類の調査着手</li> </ul>

## 5 . その他

### 次回協議会の開催等について

会議名	日 程	会 場	協議内容
第 2 1 回幹事会	平成 1 6 年 7 月 2 2 日 ( 木 ) 午後 1 時 3 0 分 ~	サンアリーナせんだい ( 川内市 )	協議内容 ・ 開設作業状況報告
第 2 0 回協議会	平成 1 6 年 7 月 2 9 日 ( 木 ) 午後 1 時 3 0 分 ~	いこいの村いむた池 ( 祁答院町 )	報告内容 ・ 合併記念式典 ・ 閉庁・開庁式
第 2 2 回幹事会	平成 1 6 年 8 月 1 9 日 ( 木 ) 午後 1 時 3 0 分 ~	サンアリーナせんだい ( 川内市 )	
第 2 1 回協議会	平成 1 6 年 8 月 2 6 日 ( 木 ) 午後 1 時 3 0 分 ~	ホテルグリーンヒル ( 樋脇町 )	報告内容 ・ 総務大臣告示 ・ 市章募集結果報告 ・ 住民周知事項
第 2 3 回幹事会	平成 1 6 年 9 月 1 6 日 ( 木 ) 午後 1 時 3 0 分 ~	サンアリーナせんだい ( 川内市 )	
第 2 2 回協議会	平成 1 6 年 9 月 3 0 日 ( 木 ) 午後 1 時 3 0 分 ~	ホテル太陽パレス ( 川内市 )	報告内容 ・ 平成 1 6 年度決算見込 ・ 市章候補協議 ・ 協議会解散等

# 薩摩川内市開設スケジュール

	15年度			16年度						17年度							
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
1 合併協定書調印式	2/19調印式																
2 廃置分合議案の議決		3/9~3/26廃置分合議案の議決															
3 知事への申請			4/5知事への申請														
4 県議会へ議案提出					6/2県議会へ議案提出												
5 県議会の議決					6/18県議会の議決												
6 知事の決定					6/28知事の決定												
7 総務大臣への届出						総務大臣への届出											
8 総務大臣の告示								総務大臣の告示									
9 合併協議会等開催計画	2/19協議会(協定書案承認)・調印式																
10			3/27協議会(議決状況報告、市章候補検討小委員会設置規程、平成16年度予算・計画、4月から5月のスケジュール等)														
11					〇4/27協議会(平成15年度決算審議、新市施行までの業務、市章等募集要領等報告)												
12						〇5/28協議会(市名変更に伴う官公署等手続き、新市誕生シンポジウム等)											
13							〇6/24協議会(開設作業状況報告、新市組織機構等)										
14								〇7/29協議会(開設作業状況報告、開庁・開庁式、新市誕生シンポジウム等)									
15									〇8/26協議会(総務大臣告示、市章募集結果報告、住民周知事項、条例等専決、協議会解散議案協議)								
16										〇9/30協議会(平成16年度決算見込み、市章選考状況報告、職務執行者、協議会解散等)							
17																	
18																	
19 幹事会開催計画	5	12	20	22	20	17	22	19	16	〇10/12開庁式							
20 協議会だより発行計画	発行		発行														
21			調印式														
22					第9号発行		第10号発行		第11号発行		第12号発行		第13号発行		第14号発行		第15号発行(最終号)
23					廃置分合議案議決/知事申請		平成15年度事業報告、決算		新市開設準備状況		市名変更に伴う手続き(県・市)		新市開設準備状況		新市誕生までの経過等		平成16年度決算見込み
24					平成16年度事業計画、予算		新市施行までの業務		市名変更に伴う手続き(国・その他機関)		市章募集要領		新市誕生までの経過等		総務大臣告示、開庁式		職務執行者
25					事務局新体制		新市開設スケジュール						市章募集結果		協議会解散報告		協議会解散報告
26																	
27																	
28																	
29																	
30																	
31																	
32																	
33																	
34																	
35																	
36																	
37																	
38																	
39																	
40																	
41																	
42																	
43																	
44																	
45																	
46																	
47																	
48																	
49																	
50																	
51																	
52																	
53																	
54 事務事業一元化調整																	
55																	
56 公共の団体等整備統合計画																	
57																	
58 例規整備																	
59																	
60 事務処理マニュアル																	
61																	
62 一部事務組合関係																	
63																	
64 職務執行者選任																	
65 各種委員会委員等の選任																	
66 1 教育委員会																	
67																	
68 2 選挙管理委員会																	
69																	
70 3 固定資産審査委員会																	
71																	
72 4 農業委員会[推薦委員]																	
73																	



合併(H16.10.12)

記念式典

〇協議会報告

【新市へ引継ぎ】

〇制定(告示)

職員研修

実務開始

